

札幌中央基署発 0901 第2号

札幌東基署発 0901 第2号

令和3年9月1日

関係団体各位

札幌中央労働基準監督署長



札幌東労働基準監督署長



死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請について

日頃より、労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、北海道における本年7月末現在（速報値）の労働災害の発生件数は、死亡者数26人、休業4日以上之死傷者数は4,083人と前年同期に比べ、死亡者数が4人増加、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数が726人増加と前年を上回っております。この中には、新型コロナウイルス感染症による労働災害が13.9%含まれておりますが、これを除いても前年同期を4.7%上回っている状況です。

特に死亡労働災害については、5月に4人、6月に6人、7月に8人の方が亡くなり増加傾向にありますが、札幌中央労働基準監督署と札幌東労働基準監督署管内において7月に3人の方が亡くなり、更に8月に入っても1人の方が亡くなっております。

このような状況の中、死亡労働災害の撲滅をはじめ、労働災害の増加に歯止めをかけるため、今般、厚生労働省北海道労働局長より別添のとおり「死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請」が発出されましたので、当該取組について、貴団体の傘下会員事業場に周知いただきますよう、要請いたします。

死亡労働災害撲滅に向けた緊急要請

北海道における死亡労働災害をはじめとする労働災害防止の対策については、労使の皆様をはじめとして、労働災害防止団体等、関係各位の御協力の下、取り組んでいるところです。

令和3年7月末現在の北海道の労働災害発生状況は、死亡者数は26人、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数は4,083人と対前年に比べ、死亡者数で4人増加、死亡者を含む休業4日以上之死傷者数で726人増加(21.6%)と前年を大幅に上回っており増加傾向にあります。

死亡労働災害では、墜落・転落災害が7件、はさまれ・巻き込まれ災害が6件となっており、トラクターショベルやドラグショベルの車両系建設機械、移動式クレーン、フォークリフト、トラック等運搬機械、トラクター、大型草刈り機、グラップルソー等一般動力機械などの自走する機械の転落、接触等の災害が発生しております。

また、保護帽の未着用、無資格運転、立入禁止の不徹底、誘導員の未配置などの初歩的な要因が散見されています。

つきましては、事業者の皆様には、死亡労働災害撲滅及び労働災害減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検し、以下の取組を徹底していただきますよう、緊急に要請いたします。

- 1 企業トップをはじめとする安全衛生管理の責任者が自らパトロールを実施するなど、法令で定められた機械に関する作業において作業計画、転落防止、接触防止対策等の措置の総点検を実施すること
- 2 事業場の安全衛生管理体制を確立するため、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等にその職務を確実に実施し、活動結果について安全衛生委員会等で検討し、改善点について速やかに対応すること
- 3 雇入れ時教育をはじめとする安全衛生教育の実施を徹底するなど、労働者の危険に対する意識、安全確保に対する意識を高めること

令和3年8月20日

厚生労働省

北海道労働局長 上田 国土